

参議院大蔵委員会會議録第九号

昭和三十六年十月三十日(月曜日)

午後二時十一分開会

出席者は左の通り。

委員長 大竹平八郎君
理事 上林 忠次君
佐野 廣君
成瀬 幡治君
市川 房枝君

委員

青木 一男君
太田 正孝君
大谷 贊雄君
岡崎 真一君
梶原 茂嘉君
木暮武太夫君
林屋龜次郎君
堀 末治君
前田 久吉君
木村禧八郎君
天田 勝正君
須藤 五郎君

政府委員

大蔵政務次官 堀本 宜實君
大蔵省主計 上林 英男君
局法規課長 村山 達雄君
大蔵省主税局長 木村常次郎君
事務局側 常任委員 会専門員

説明員

農林省農林経 松岡 亮君
済局参事官

本日の會議に付した案件

○農業近代化助成資金の設置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(大竹平八郎君) ただいまより委員會を開きます。

まず、農業近代化助成資金の設置に関する法律案を議題といたします。質疑のある方は順次御発言を願います。

なお、政府側の出席者は、堀本政務次官、上林法規課長、農林省より立川金融課長、松岡参事官が出席をいたしました。

○成瀬幡治君 最初にお尋ねしたいのは、この法律の名前なんです。助成資金となつていますね。こういう場合に、基金と使われる場合がありますが、どういふふうに進んでくるのか。資金と基金はどう違うか。

○政府委員(上林英男君) 財政法四十四条に、法律をもつてする場合におきましては資金を定めることができるという規定がございます。これに基づきまして設置されるのが資金でございます。ところが、場合によりまして基金という言葉をを用いたものもございます。たとえば、国債整理基金と申しますのは財政法四十四条による資金でございますが、減債基金というやうな言葉が実はなじまれた言葉としてあるものでございまして、そういう意味で国債整理基金という、基金という名称を用いた例もございまして、もともと、基

金という言葉自体をいたしましたし、必ずしも財政法四十四条の資金のみをいっていない場合もございます。それぞれの法律によりまして基金という言葉が用いられておりますが、財政法四十四条の資金に該当しないやうなものもあるということでございます。ただ、財政法四十四条の観点から申しますと、資金というのが財政法四十四条に明定された言葉ではございまして、けれども、その資金に該当するものとしたしまして、具体的に実定法のもとにおきましては、今申しましたやうに資金という言葉を用いました場合と基金という言葉を用いました場合とあるわけでございまして。

○成瀬幡治君 これは金の使用の仕方によつて、たとえば元本というやうなことですね、片つ方は利子だけ、両方使うというやうな、資金の使用方法によつて区別されているということはないですか。

○政府委員(上林英男君) 実定法上は必ずしもそういう区分で使っておりません。先ほど申しましたやうに、たとえば国債整理基金でございますと、減債基金という言葉が実はなじみのある言葉であつたものでございまして、それから、おそろくそういうやうな言葉を使われたものと考えております。

○成瀬幡治君 この農業近代化助成資金は、三十億の六分で、一億八千万で、利子一億八千万のみを使うだけであつて、元本のほうへ食い込むのですか、ないのですか。

○政府委員(上林英男君) 三十六年度におきましては、元本まで食い込んでこれを使うというつもりではございせん。ただ、法制的にはそういう場合もあり得るということで、必ずしもその資金が生み出した利息のみで利子補給をやっていくという建前にはなっておりません。

○成瀬幡治君 そうすると、第六条の「予算の定めるところ」によりますから、年々利子だけでいく、あるいは元本も食い込んでいくのだというやうなことは、その予算において定めていく、そういう方向でいくわけですか。

○政府委員(上林英男君) そのとおりでございます。

○成瀬幡治君 この一億八千万を貸し付けられる貸付利率だとか、償還の期限というものは、一体どんなふうになりますかね。

○説明員(松岡亮君) 近代化資金の償還期限は十五年でございまして。

○成瀬幡治君 これはどこで定められるわけですか。政令なんですか。

○説明員(松岡亮君) 政令の定めるところで、法律で十五年の範囲内、こうなっております。

○成瀬幡治君 それから、貸付利率というのは大よそ何分なんですか。貸付というのじゃなくて、ある者に貸されましてですね、それに対して利子補給されるわけですが、大体どのくらいの限度になりますか。

○説明員(松岡亮君) 原則として七分五厘で貸し付けます。それは、たとえ

ば農業協同組合が共同利用施設について借り受ける場合は、農業協同組合の支払う利率が七分五厘、ごく例外的には五分で貸すというやうな場合がございまして、原則は七分五厘でございます。

○成瀬幡治君 私のほうの党としては、若干これは高いのじゃないか、こういうやうなことに對しまして、河野農林大臣が衆議院の農林委員会できやうはちよつと速記録を持つてこなかったのですけれども、五分五厘ぐらゐにするのだというやうな趣旨の御答弁があつて、了承をしておるというふうに私たちは承つておるわけです。以後お聞きしますと、七分五厘なら七分五厘を保証する。しかし、今後これを安くしていくのだ。ことしいきなり五分五厘にするというのじゃなくて、大体そういう方向に努力して、大体本年度においてもある程度実現はできる。そして来年度からは大体五分五厘ぐらゐにはなるだろうというやうな答弁があつて、党としては了承したというふうに承つておるのです。その辺のところを御承知になつておるのですか。

○説明員(松岡亮君) ただいまの御質問になりました点は、衆議院におきまして、参議院におきまして、しばしばそういう点について御議論があつたのでございまして、農林省といつたしましても、その問題については前国会が終つてから検討を始めておるのでございまして、最初にちよつと申し上げますと、まあ農協から貸し

出される金利が現在九分五厘から、まあその前後でございまして、この問題についてはできるだけ自主的に金利を引き下げてもらうというのをまず考へなければならぬという趣旨で、その方面につきましても、さういふ検討し、努力をいたしておるのでございまして、何分さういふ近代化を進めるにあたって、それを推進する刺激といひますか、因子として、できるだけ金利を下げるという御要望もありません、農林省としてもその点については異議もございせんので、衆議院において大臣からお話があったかと思ひますが、まあ近代化資金については、この七分五厘という建前はそのままいたしまして、来年度からは、農業の近代化を進めるにあたりまして、特に政策的に農業構造の改善を進めるといふところに主眼を置きまして、近代化資金と一体として運用するために、別途で得れば非常に安い、場合によっては無利子の金を貸し付けるといふような建前で来年度予算に計上したいといふことで、検討を進めておるのでございまして、おそれ、大臣からのお話はさういふ点であつたかと思ひます。

○成瀬幡治君 近代化資金と別に、何か政策的に改善を進めるものに対して考慮するというのは、もう一つ別途に何か、こういうような近代化助成資金というんじやなくて、また別な法律案を出されるという意味ですか。

○説明員(松岡亮君) その辺の制度的な仕組みにつきましては、まだ具体的にでき上つておりませんが、大体の構想といたしましては、これと一体として、あるいは協調融資の建前で、

できる限り構造改善を進める村を指定して、まあ改善計画を長期にわたつてやりたいと考えておりますが、そういう場合に政策的にさういふ資金をこれも協調的に貸して参りたい、さういふ考え方を一応とつておるのでございまして。

○成瀬幡治君、その場合、まあ非常に低利にするとか、できたら無利子というのには非常にうまい話なんです、その資金は一般会計からですか、農協から借りられるのですか。資金のほうはどういうような構想なんですか。

○説明員(松岡亮君) 原資をどうするかという点については、まだ具体的に申し上げることができませんが、段階ではございせんが、どうしても、無利子にいたしまして、これはまあ一番考えられるのは政府資金でございまして、相当の量に達しますと、その資金量として政府資金を確保することが相当な問題になるだろう、さういふこともありますので、まあ非常に低い利率で貸す資金といたしまして、やはり利子補給率を非常に上げるということも考えられるんじゃないかと考えておりますが、その辺はまだ具体的に申し上げる段階ではないのでございまして。

○成瀬幡治君 私は農水関係じゃございせんから、あまりよく知らないのですけれども、大体農協関係に出ておる資金で一番安い利子は、今までに利子補給されて農民の負担になつた利子が、一番安くなつたのは何分なんですか。

○説明員(松岡亮君) 天災融資法に基づきまして、特になほだしい被害を受けた農家に貸す場合に三分五厘という利率で貸しております。それが一番

低い金利でございまして。

○成瀬幡治君 普通はどんなもんで

○説明員(松岡亮君) 私ども制度金融と申しておりますが、政府が何らかの形で補助しあるいは政府資金を投入して貸し付けておるものを制度金融と申しておりますが、さういふもので通常の利率と申し上げられますのは、この近代化資金の政府案にございまして七分五厘でございまして。

○成瀬幡治君 利子補給のあるものは七分五厘。利子補給のないものもあるであらうと思うのです。それはどのくらいですか。

○説明員(松岡亮君) 利子補給をやらず政府資金で貸す場合を除きますと、まあ通常の農協の貸し出しということにございまして、まあこれはいろいろございまして、一般的にどのくらいかと申しますと、九分五厘から一割くらい。長期資金の場合これが普通でございまして、特に単位農協で比較的低い、それ以下で貸しておる場合もございまして、何ら政府の補助もないし政府資金の援助がない場合においては、九分五厘以下としても、たいしてそれを下回らないと考えるののではないかと思います。

○成瀬幡治君 私、普通産業関係と申しますか、生産関係でも、いわゆる機械とか電力ですね、さういふようなものに出される金利と比較なんですか、農協でいうと、農民は農協から借りるの、九分五厘だと。ところが、一般の、たとえば電力関係でいえば銀行から借りれば大体八分前後だ。それがそれが今度逆に開発銀行から借りれば、六分五厘くらいになる。それが

今度政府のほうの制度資金を借りても七分五厘。何かさう普通の、いわゆる世にいう産業界のほうが有利になつていふような金利になつておるので、それがそれとして、制度資金をやつておるものになる資金量といふのはどのくらいですか、全体農林省で扱つておいでになるのは。

○説明員(松岡亮君) 政府資金を使つて貸し付けておりますものは、今お話のありました一般の産業資金に比べて少し利子が高いではないかというお話にございまして、農林漁業金融公庫資金が一番大きな資金でございまして、この場合は七分五厘以下のものが非常に多いわけにございまして。で、これは今度近代化資金が設けられますと、従来農林公庫の中で共同利用施設あるいは個人施設として貸し付けておりましたものを近代化資金に移管しまして、従来と同じ七分五厘でございまして、そのほかの土地改良とか漁港とか、あるいは漁船とか、さういふ特殊なもの、あるいは公共性の強いものについては、五分とか五分五厘といふもので貸すのでございまして。それは別といたしまして、政府資金でやつておりますのは農林漁業金融公庫資金が一番大きいのでございまして、これは今年度のワケが大体六百億でございまして、それから、そのほかに開拓者資金とか若干のものがございまして、主としてこの農林漁業金融公庫でございまして。

○天田勝正君 問題は、この資金によつて今行き詰まつておる農業がどう転換できるためにささへになるか、これが私は焦点だと思ふ。さういふ観点でこれから質問をいたします。

参事官は、系統金融、しかし政府の干渉せざるものはまあ九分五厘くらいだといふお話がありましたけれども、実質的にはこれは一割一分くらいが常識になつております。確かに九分五厘のものもありまして、しかし、金融を云々する場合には、必ずそれに対するいろいろな手続やなんかの費用もかかる、さういふことが常識であります。

〔委員長退席、理事上林忠次君着席〕

さういふことから、これは国民金融公庫やなんかと同じように、大体国民金融公庫の場合は、初めから一割一分でありますけれども、案外これはやさしいのであります、手続やなんか。ところが、農家のようなさういふ手続に弱い階層のほうに現実にはむづかしいといふことは、これは参事官もお認めになるだろうし、政務次官はその専門家でありますから、御承知だと私は思つてゐる。

そこで、私がこの際指摘したいのは、その系統金融の資金にいたしまして、大体その融資量は私の知つてゐる限りでは八千億あるが、使われておるののは四千億ぐらゐしか使われてゐない。あとの半分は四千億といふものは、いわゆる農家以外に融資されておる。この事実が一体どこから来ているかといふならば、ほしくても金利が高いから負担がでかい、ここなんでありまして。やはりさういふ現実があるから、さういふ措置によつて少しでも潤おさうといふのでこの法案が出されたと思ひます。これは私は全国の融資を受けている額と、全体の資金量と、さういふのを比較したのですが、私の

増玉具などはきわめて系統資金というものが豊富なるほうでありまして、二百三十億あります。それに対して、農民関係に貸しておるのは三十七億。このように非常に農業関係に直接貸し出してはいる額は少ない。これはやはり近郊農村といわれる増玉あたりでも、なかなか系統金融の低い利子であつては使えない。こういうことなんです。

そこで、今成瀬委員から、産業資金よりもはるかに高い金利負担になつていふじゃないかという御指摘がありまして。私は、せっかくこういう制度を設けるならば、もっと手厚い態度をもつて臨んでもらいたい。当初はこれでもやむを得ないと思ひます。たとえば外米を輸入するという商社には四分か四分五厘で融資されておるはずで、米を作るほうは保証しても七分五厘だ。ここにもう、米という一つの物品をとらえてもアンバランスができておる。同時に、ここで議題になります輸出銀行、この関係で見まして、前回の国会におきまして、御承知のとおりパルプには百十八億、約これは資本金の六倍であります、そういう融資を四分で貸してはいるはずなんです。そういうものと対比をして、弱い農民が七分五厘では、これは太刀打ちできないというところは私は明瞭だと思ひます。でありますから、結局、今のどから手の出るほどほしい農家に、たとえ二分でも補給されるこの農業近代化資金、これはまあ九分五厘を基準といたしまして、二分だけ助かるのでありますから、一歩前進であります。しかし、將來はこれを何らか、今私が指摘するような点を勘案しながら直していければ、こういう努力が政府側になければ

ならないと思ひます。この点についてどうお考えになるか、これを伺いたいと思ひます。

○説明員(松岡亮君) ただいまのお話のありました点、ごもっともな点でございますが、まあ政府のやつておるいろんな、まあ私どもの言葉からいへば制度金融につきましては、輸出入銀行の場合はちよつと私よく存じませんが、通常の産業への貸し出しに比べまして農林関係のものは非常に低くなつておると存じます。これは農林公庫の場合でも五分、自作農維持資金は五分で貸すというやうなことでございまして、開拓者資金が、まあ一番低いのは三分六厘五毛というやうな例もございまして、相当低くなつておるのでございまして。

それから、系統資金につきましては、これは本来は農業協同組合の自主的な金融でございまして、できれば政府がいろいろな補助をしないで金利を下げてもらふということが好ましいのでございまして。もちろん、今御指摘のありましたように、農協で多少貸し出しについて消極的な面があったり、あるいは金利が高いために貸し出しが滞しておるというやうなこともございまして、その点は相当に改善の余地があるのじゃないか。たとえば単協の場合にいたしますと、一番安全な運営の方法としては上級の信連に預ける、組合員から預けた金を上級の信連に預ければ、これは安全で確実な運用でございまして、単協の段階でそのまま組合員に貸し付ければ、コストは比較的安く済むわけにございまして、それについては組合員同士の中でお互いに信用の問題がある、そういうこと

が原因で多少貸し出しが消極的になるというやうなことは、まあ組合自体の中で解決し得る問題でもあるかと思ひます。ございまして、それらの点も考え合わせまして、今度は近代化資金と一緒に債務保証制度を別途、これも政府の補助で作りたい、そういうことによつて貸し出しを一そう促進するやうにしたい、かように考えておるわけでありまして、一方において金利の面におきまして、相当な措置をとると同時に、信用の零細な農家の信用を補完する措置もあわせておるといふことで、漸進的に金融の円滑化をはかつていきたい、かように考えておるのでございまして。

○天田勝正君 いろいろと努力されておるのだと思ひますけれども、この農協の系統金融をもつてしても、今現在のコストはどうしても高い。しかし、末端の農協が預けたものを直ちに融資するならばかなりコストが安くなる、こういう方法を案はしたいと思います。ところが、私がさつき指摘しなかつたのでありますが、農協の金が四千億も余つておる。余つておるといふか、貸してはおるのですけれども、農業以外のところへ融資されておる。こういう現象はどこからくるかといふと、その貯蓄がたぐさなりながら、中身を分析するといふと、そこに農業と非農業との所得格差が発見できるわけなんです。さつき増玉の例をとりまして、増玉が三、四年ばかり前には、一億以上の預金を保有した農協は三つしかありません。それがどうして七

十ぐらゐの農協が一億以上になつて、今申し上げたやうに二百三十億も持つやうになつたか。これは都市近郊の農業で現金収入がきわめて恵まれておるといふながら、農業それ自体の所得でないといふことが、中を分析すればすぐわかるので、土地ブームやなにか別個の原因からして農協に預金があふいた。論より証拠、今度は純農業地帯とあなたのほうに資料をちゃんと整つておると思ひますが、この内容はたいへん違います。三十億しかない。それに対してまあ常時予備保有しておかなければならぬものが当然あるのであります。それから、これが四、五億はどうしても必要になつてくる。だから、それに対して二十億も出しておるのですから、これが農協以外には幾らも回つていないことは目の子算用でもすぐわかるわけなんです。ところが、これは対処して、今増玉の場合をいへば、これはたいへん余つておるのかのごとくに見えるけれども、しかし、その内容はそれ自体が農業と非農業との所得格差を露呈しておる、こういうことであります。でありますから、ほしい農業者のところにはやはり今のままではなかなか行かないといふのが現状です。

そこで、私は、他産業に今日適用しておりますやうに、四分なり四分五厘なりの資金というものを農業にはよりよい、対等なといふのじゃなくて、よりよいいしになければ、農業基本法の示す道にはやっぱりほど遠くなる。こういうことを申し上げておるわけなんです。それで、確かに農業の中にも三分五厘で貸しておることも、私も承知しております。けれども、かつて他の産業に対しては、御承知のとおり、あの前渡金制度というのが戦争中からずっとありまして、あれがずいぶ

ん本院においても議論されたことがあります。それに前渡金をもらえば、たとえ安い五分でも六分でも預け金をすれば、それだけはもうまるで浮くと極言してもいいくらいであります。それから、さつき指摘しましたやうに、資本金の六倍もの金を四分くらいで借りれば、これは他の証券投資をしまして、ポンド・オープンやつたつて、どこからいつたつて差がそこへ出てくるのです。ところが、農業のほうは、これは三分五厘で貸しても、だれが借りてどこへ使うといふことが綿密に調査されて、これを他の金融機関に預けて差を見るなどというところは絶無なんです。これは、これは御承知だと思ひます。ですから、金利を安くしたと補助をしなればならぬ。そうした何といふか悪徳によつてサバを読むといふやうなことはあり得ないのだから、これは安心をして私は低利資金が貸し得る対象だと、こう思つております。でありますから、むしろ答弁を簡略にするために私は長つちやべりをしておるのですが、こういうことについて、将来少なくとも一番おくれでおる今日では、所得格差を見るならば、他産業が一〇〇ならば三一・三であるといふことは、どこの数字から明瞭に出てきてゐる事実があるのではありませんから、それを倍増してみたらどうでまだ肩は並ばないものであつて、三倍増してもまだちよつと肩を並ばないという現状だから、肩並べをするためには、せめて近代化資金くらいをぐつと低利の、さらに低利という制度を広げる以外にならうといふのが私の意見であります。でありますから、これに対して政府、特にこの問題は政務次官

からひとつ御返答を賜りたいと、こう思っております。

○政府委員(堀本宜実君) ただいま田委員の御指摘になりましたように、農業協同組合が唯一の農村の金融機関でございますが、これらの預貯金等集計されております。しかも、その運用が一つの基準化されておまして、系統資金に集中いたしておりますことは御指摘になりましたとおりでございます。しかも集中されましたそれらの預金のうち、農業へ再び貸しますことが非常にコスト高になりまして、循環を阻害いたしております。したがって、他の方に投資をいたしますとか、その他の状況になっておりますものがあるという実情にございます。したがって、預金、貯金をしながら、その金を使えない。一方の制度金融と申しますか、主として農林漁業金融公庫のほうから借りようとする気風があり、またそのほうが金利が安いというようにございまして、農村の金利がきわめて高利である。しかも、ただいま御指摘になりましたように、農業が金を借りて、しかも七分五厘以上の金を借りて経営をして引き合う農業の仕事が何があるのかということになりますと、きわめてそれを見出すことは困難な状況でございます。したがって、現段階といたしましては、私は、安、しかも低利の長期の金で農村の農業構造計画を進めて参りますことが、今後のわが国における農業の本筋であるというふうに理解をいたしまして、天

田委員の御指摘になりましたことに全く同意をさせていただきます。

そこで、この資金が、近代化の資金が七分五厘ということを一応のめどにいたしてはおりますが、これを実施いたしますために、すでに有畜農家創設資金並びに農業改良資金等がございまして、今までそれらを利用ささやかではございましたが、ともあれ利用いたしまして一種の金融をはかつておったのであります。これを今度農業近代化の中に包含をいたしまして、資金量を増加いたしまして、おそらく明年度は五百億程度の総額になるのではないかと思います。順次これを繰り上げてやるわけでありまして。しかし、先ほども松岡参事官のほうから御説明も申し上げましたように、七分五厘ということではなお高いではないかという御質疑がございましたが、これは私、七分五厘に上がつて参りました最高の九分五厘というものが、県と国の一分を加えまして七分五厘という一応の標準を置いておるのだらうと思ひますが、今の全国的な情勢を見ますと、すでに有畜農家創設特別資金並びに改良資金等で利子補給をいたしておりました関係がございまして、これを取りくずしますために、県において最低一分以上を實施いたしておるような状況でございます。なおまた、これを受けました市町村がすでに自分の市町村から利子補給をいたしておりますので、現実には特定の県の名前をあげますかどうかとも存じますが、国の一分と県の一分、市町村の一分で、三分を利子補給をいたしておりますところは全国的にたくさんあるようにございます。したがって、

て、農業の中にも非補助小団地でございますとか、あるいは自作農維持特別資金でございまして、そういうものは五分ないし最低三分五厘で運用しておるのでございますから、できる限りそれに近い線で今後利子補給をいたしますようにいたしていきたいと思ひます。

が私は適切だと、かように考えるのでございます。したがって、今年度これらの実施をいたしまして、おおむね地方財政もたいへん好転して参っておりましますときに、それぞれの立場で利子補給をいたしますと、われわれが希望しておりました五分ないし五分五厘程度の利子に最末端がなるのではないかと、かように考えます。

それで、そういうことは党からも実は聞いていなかったのですが、私も聞きたいと思つておつたのですが、成瀬委員のほうから質問があったのですが、それは別段の答弁がなかったように私は聞いておる。で、それが事実かどうか、はつきりしていただきたい。

それから、これは決して公式なものではありませんので、私も意地悪い質問をするつもりは毛頭ないのですが、かつて農基法の論議の最中に、私も、与党の人また社会党の人とともに、ずいぶん各地で討論会を行ないました。その際に、これは名前は遠慮しておきますけれども、本院議員で私としましては、ちゅう一緒の会場に行つたのですからすぐおわかりになるわけですが、結局この農業近代化の資金をどうするかという同じ質問が各党に出た際に、この今政府の案は七分五厘ということであるけれども、これをさらに別途の措置を講じて五分ぐらいに貸したい、こういうお話があつて、まあそのときは会場でありましたから、たいへんいいことを聞いた、それなら与党の人が言うのだから、さうさう帰つて、院における農業基本法の審議にあつては、与党側のかれかれの意見であつたということをお願いするつもりであると言つたのですけれども、しかし、政府の決定でないものをそ意地悪く言つてもしょうがないというふうなわけで、実はそのことには今日まで触れたことはない。その経過と、今成瀬委員、私が指摘したものと、どうも合うような気がするのです。当時、農基法案、近代化資金の議論のときとちよつと合うような気がする。それは私もまことに、にけつこうな話ですから、できるなら

ばそうしてもらいたい。確かに小団地の関係では三分五厘であります。私の検討したところによりますと、農業近代化の資金は最高三分五厘でなければならぬというのが、実は私どもの党の見解であります。

ずいぶん突拍子もないことを言うというお考えの人もあるかと思ひますけれども、日本の工業がこれだけ伸びた歴史を、ここで演説をぶつつもりはさらにないのですけれども、これは今の日本の経済の伸びが世界の驚異であるのみならず、日本の工業の発展も、明治以来これは世界の驚異なんです。なぜかといへば、この当時の工業は、官業を払い下げたり、鉱山を払い下げたり、土地を払い下げたり、そのまゝ三つが私の調べでは大筋になってい。大柱になつてゐる。資金のほうはどうかという、ほとんどただ貸してあります。これを政商などといつて攻撃された向きもありますけれども、そう言われても仕方がないくらい、ただ貸してゐる。天下の糸平が破産に瀕したときも、時の大蔵卿である大隈重信氏は援助の手を差し伸べて、政府資金で救つてゐる。これはお調べ願へばすぐわかると思ひますが、金利など取つていない。これは一例で、こういうことを申し上げれば数々ある。そういう工合にして工業というものは発展してきた。その資金は、税金の七割五分までは当時は地租ですから、農民が払つたといつても過言ではない。工業のなかつたときに工業から税金を今みたいに取るわけにいかない。それから取らないで、農業のほうから取つて、そうしていろいろな官業やら鉱山やら土地やら払い下げ、資金はただで

援助するという形があったから、日本の工業は、これは世界歴史に見ない速度で発展したというのが私の分析であります。であるから、今日においては逆に、おくれた農業のほうへは実はただでもいいたいの議論も成り立つわけですから、残念ながら時が違ってきたから、まあそうはいかない。

そこで、農業経営が零細化せないために、政府の基本法にもありますように、一子相続というのをうたっています。せめて一子相続をする。農業の零細化を防ぐというだけにでも、長期の無利子の資金を使いたい、使わなければならない。他のものは急にはできないにいたしてしましても、やはり他の金利よりも低めということになれば、三分五厘ということがめどになれば、そこへだんだん押し詰めていかなければならぬ。いやいかというふうには考えられません。で、今のお答えで、や、今後も努力されるという政府側の意思は私は了といたしますから、ぜひひとつ今申し上げた点などでも御考慮願いたいと思いますが、いかがですか。

○政府委員(堀本宣実君) まず最初にお話しになりました無利子の金、これは中小企業に若干あるかと存じますが、農業には無利子の金は今ごいまいせんが、いろいろな歴史的な金利の経過といえますか、政府援助の経過等から見ますと、一番弱い、しかも二重構造の底辺にありますような産業そのものに對しまして、補助政策を続けていかなければならないということは、もう当然なことと、しかもその段階で、低利で安く長期にこれを維持し得ることが、お説のとおりだと私は思う。そこで、農林省のほうから特別な

無利子の金あるいは制度等の御計画が今後進められるというふうにお話もございましたが、ただいままだ予算要求が本格的な調査に入っておりません段階でございまして、農林省からどのような無利子の要求あるいは資金の要求等がありますか、まだつまびらかでございますので、ここでお答えすることはできませんが、ともあれ、以上申し上げましたように、農業の近代化の問題、ことにあとへ残る自立農家の育成の立場に立ちます場合に、農産物の価格、要するに収入と金利の問題、これ元金払っていかなければならぬので、そういう問題を考慮に入れまして、今後、先ほど申し上げましたように、この市町村までが利子補給をするというような段階にまで立ち至りますと、今の七分五厘というものははるかに低下するであろうと存じておりますので、政府におきましても十分に農村金融の低利化につきましては検討を進めて参る所存でございます。

○成瀬権治君 低利の問題がずっと出て参りましたが、一体無利子にするのかあるいは低利にする、こうおっしゃっておるが、今の自由化を控えて、大ざっぱに引くくるんで、こういう近代化のためにはどのくらい低利融資をしたら、およそ競争に打ち勝つと申しますか、まあまあというところへ行けるだろう。農林省はある程度数字をつかんでやっておいでになると思いますが、大ざっぱでいいですから、このくらいのところをひとつ押えてやっておる、平均として、どちらからでもいいですが、

○説明員(松岡亮君) ただいまの御質問は、お答えするのは非常にむずかしい問題だと思っております。これはもうずいぶん前から、適正な農業の金利はどのくらいかということについては、私も非常に研究を繰り返しておるものでございまして、ことしになりました、前の国会で近代化資金の金利を引き下げよという御要望が非常に強くございまして、学者あるいは専門家のほうの御意見を承って研究をいたしておるところであります。特にいろいろな生産要素のうちで金利だけを取り出して一義的にきめるということは、ほかの産業にも同じでございまして、土地をいかに形で利用できるわけでもございまして、その価格体系もいろいろ違っているというところで、一義的に金利を定めていくことは、方法論からいいますと、なかなかむずかしいのでございまして、学者の御意見も承ったのでございまして、いかになる金利が適正であるかということ、私どもこれを自信をもってお答えすることはできないのであります。ただ、それは安易なほうがいいということ、これはもうもちろんでございますが、一方で補助金を相当出しておるわけでありまして、たとえば農林公庫の土地改良につきましても、小園地の土地改良については三分五厘でございますが、ほかの場合は五分になっております。その五分ないし五分五厘の場合にも、一方で補助金が相当出しておるのでございます。ですから、三分五厘という極端な金利の場合はいわゆる小規模な土地改良であるが、大規模になって参りますと、補助金のほうが大きくなって参ります。無利子よりもさらに

有利な条件になってくるというように、ことと、そういうような具体的な施設から申しまして、金利はいかにあるべきかということを一義的に申し上げることはなかなか困難であると、かように考えております。

○木村禧八郎君 今この資金の運用についていろいろ質疑があるのですが、この資金が、第七条で、「経理に關し必要な事項は、政令で定める」ということになっているのですが、その経理に關する問題がまだ明らかでないもので、すから、いろいろな疑義が出てくるわけですね。政令で内容というのは大体わかっておるのですか。わかっておりましたら、それを明らかにしてもらふ必要があると思ふのです。それがまず第一点。

○政府委員(上林英男君) この資金の、今の経理に關する政令でございまして、これは非常に事務的な内容を規定いたすだけでございまして、たとえば経済基盤強化資金などにおきまして、場合にも、施行令を置きまして、経理手続をきめておきます。大体それと類するような規定を置くわけでございまして、今予想いたしておりますのは、たとえば資金の増減とか、資金の受け払いの簿式とか、計算書の様式とか、そういうようなものを規定いたす予定でございまして。

○木村禧八郎君 この第七条では、この資金の受け払いが歳入歳出外になるわけですね。ですから、そこでその経理に關する政令を置きまして、あらかじめわれわれとしては知りませんとね。歳入歳出外になるから、予算審議をする場合に万全を期し得ない。そこで、今そういう質問をしたのですがね。大

体この歳入歳出外とする場合、これは一般会計の中に置くわけでしょう、財政法十四条との關係はどうなるか。御承知のように、十四条は「歳入歳出は、すべて、これを予算に編入しなければならぬ」と。ところで、歳入歳出外とするわけですね。そこで、歳入歳出外とすると、いわゆる総計予算主義ですね、これを規定した十四条と抵触してくると思ふのですが、その点はどういうふうにお考えになりますか。

○政府委員(上林英男君) 御承知のように、財政法十四条の資金と申しますのは、その性質からいいますと、歳入歳出外と申しますか、ただいま御指摘のありましたように、総計予算主義あるいは年度独立の原則の例外をなすものだと考えております。と申しますのは、財政法の建前から申しまして、すべての歳入歳出は予算に計上されなければならぬわけでございまして、資金と申しますのは、一會計年度内で消費し尽くさないことを予定して置くという金銭であるということでありまして、したがって、一會計年度を越えてこれを実施あるいは運用するといふ性格を持っています。ございまして、その性格から必然的に年度を越えて保有され、したがって、その受け払いは歳入歳出外になっていくという性格を持っていると思ひます。この七条におきましては、そういう意味におきまして、念のため「歳入歳出外」というふうの規定されているわけでございまして、その性格自体は、資金の必然の性格から出てくるものであるといふふうに考えられていいのじゃないかと思ひます。

○木村禧八郎君 この資金は、四十四

条に基づいて設定されていると言われ
ましたね。そうして現在、四十四条に基
づいて一般会計において設定されてい
るこの資金としては、大学及び学校資
金、特別調達資金、国税収納整理資金
と経済基盤強化資金ですか、そういう
ものが盛られているのです。すでに
これは、この資金自体に一つ疑義が
あるのですけれどもね。このうち大学
及び学校資金については、前に御説
明がありましたね。これは旧会計法当
時からの引き継ぎなんですね。その他
の資金については、会計法が確立して
から設定されたものなんです。そこで
私は、こういうこの四十四条の規定
は、これは単なる注意規定であつて、
これを基礎にしてこういう資金を持つ
ことは私は筋が違ふのじゃないかと思
うのです。この大学のように、大学及び学校
資金は、もとの学校特別会計法に基
づいてこれは作つたわけですね。その特別
会計法は廃止されたので、一般会計に
引き継いだわけですね。これは今度の
新しいこの財政法に基づいて会計制度
が確立したので、旧会計法のこれを
まあ引き継いだのですけれども、その
後の資金につきましては、私はこれは
もう会計制度が確立しているのだから
ますから、これは財政法十三条によつ
てこの資金を持つべきじゃないかと思
うのです。そうしないと経理が明らか
にならない。特別会計法においては、も
ちろん、全部の経理は一般会計には出
て参りませんけれども、しかし特別会
計内部においてはこれはもう経理が明
らかです。ですから、それは総計予算主
義に反しないと思うのです、その点に
ついては、だけれども、こういう資金

に、これを政令で規定しておく、歳入
歳出外とする、これは前は寄付金等に
ついてそういう特別の資金を保有した
ことがあるでしょう、旧会計法につい
て。そこで、旧会計法では特別な資金
の保有の禁止規定というものがやはり
必要だったと思うのです。しかし、現在
においてはもう会計法が確立している
のですから、四十四条というものはな
くても私はいいと思うのだけれども、
これは注意規定であつて、私は、十三
条があるのに、十三条があるのですか
ら、なぜ十三条によつてやらないか。
十三条においてはちゃんと規定がある
のですから、特別会計だから、この前
ちよつと私は質問したのですが、特別
会計の規定があるのですから、なぜそ
れによつてやらないか。「国が特定の
事業を行う場合、特定の資金を保有し
てその運用を行う場合その他特定の歳
入を以て特定の歳出に充て一般の歳入
歳出と区分して経理する必要がある場
合に限り、法律を以て、特別会計を
設置するものとする。」この資金につ
いても、「特定の資金を保有してその
運用を行う」この場合に当てはまると
思うのです。ちゃんとこういう規定が
あるのです、十三条に。ですから、四
十四条というのは、これは旧会計法か
ら引き継いだのであつて、注意規定な
んであつて、だからこれを根拠にして
いろいろな資金を持つということとは、
私はどうも筋が違ふのじゃないか、十
三条によつて持つことが正しいのじ
ゃないか、そう思うのです。

は年度独立なり予算総計主義の範疇を
破るものではございません。したが
いまして、特別会計の中におきまして、
年度を越えて資金を持たねばならぬと
いう場合もございます。そういう場合
には、産投資金で明らかでございます
ように、その特別会計の中に年度を
越えまして資金というものが設けられ
るわけでございます。したがいまし
て、特別会計と資金と申しますのは、
特別会計はいわば政府の歳入歳出
の勘定でございます。資金はまたそれ
と違ひました、今申しましたように、
年度を越えて保有しあるいは運用する
必要のあります資金——金のことを
資金と申しておるわけでございます。
また、今の御質問の中に、資金の受
け払いが明確ではないではないかとい
うお話でございましたけれども、この
資金の受け払いと申しますのは、こ
の資金を資金運用部に預託をいたしま
して、その利息を受け取り、あるいは場
合によりましては元本を利子補給の財
源に充てますために預金部からおろ
してくるといふだけの受け払いでござ
います。これを現実に利子補給に使い
ます場合には、資金から一般会計の
歳入に取りまして、それをさらに一般
会計の歳出へ立てて、そうして現実に
は利子補給に充てていく、こういう格
好になりまするわけでございますの
で、利子補給の実態は一般会計予算に
おきまして明瞭に御審議をいただく、こ
ういう格好になるわけでございます。

入場税とか、そういうものの譲与税の
特別会計ね、これはただ経理ですね、
整理ですね。その整理が特別会計で
しょう。これだつてそういう性質のも
のではないのですか。ただ、年度につ
いてそれは規定すればいいのですか
ら、法律でもって規定すればいいので
すから、年度については特別会計で
やつてはいけないということはない
し、特に特別会計以外に、多くの場合
特別資金の規定というものが特別会計
じゃないのですか。それを四十四条が
あるというので、どうも前の産投会計
のときもそうでした。特別資金とい
うのはそういうものを持つのですけ
れども、どうなんですか。私はどうもそ
このところが、四十四条というものを
を、最近はいわば根拠にしているんな
資金を持つという傾向が出てきている
のです。私は十三条でやはりやるべ
きで、特別会計で処理しなければなら
ぬものじゃないかと思うのですけれど
も、どうもそこが私にはよく
わからないのです。四十四条というの
は、これはなくもがなの会計制度の確
立前の規定なんです。それを非常に
何か最近では有力なる根拠にして、
いろいろ資金を保有するようすけれ
ども、どうなんですか。四十四条がな
かつたら、これはこういう措置はでき
ませんか。

○政府委員(上林英男君) 資金の制度
自体は、御存じのように、明治会計法に
もございましたし、それを受け継ぎま
して大正会計法にもございましたわけ
でございます。この資金の規定がござい
ましたゆえんのもの、もう御存じと
思いますが、総計予算主義、あ
るいは年度独立の原則というものを、
昔の会計法、今の財政法が引き継ぎ
とつておるわけです。したがいまし
て、すべての歳入歳出は予算に計上さ
れ、かつ毎会計年度これを編成して参
りますのが建前です。しかしながら、
現実の財政運営の建前から申します
と、必ずしもそういう原則に縛られる
ことができない分野があるわけであ
る。この分野はあるいは経済の伸展に伴
ひましてだんだん広がつてくる。そう
いうような意味で、今おっしゃつたよ
うな資金がこのごろふえたという点が
あるかもしれません。しかし、そうい
う財政運営を行なつて参りますため
には、年度を越えて保有しあるいは運用
して参ります資金の設置が必要になつ
てくるわけですね。そういうような意味
から、明治会計法におきましては、大
正会計法にも、そういう資金の制度が
あつたのではないかと私も考へて
おるのでございます。したがいまし
て、この財政法四十四条という規定
は、御指摘のありましたような総計予
算主義なり、年度独立原則の例外とし
て必要な規定であるというふうに私は
考へております。

○木村福八郎君 例外規定であること
はわかるのですが、そのほかにもいろ
いろ年度独立例外規定はたくさんある
わけですね。繰越明許とか継続費とか、
いろいろあるわけですね、例外規定は
そういう形でできないことではないと
思うのですが、これは予算総計には
出ないですね、出ませんね、そうす
ると、こういう形で資金を保有する場
合に、経理というものは政令でやるわ
けで、政令なんですね。そうす
ると、こういう法案を審議する場合、
たとえば、簡単にすと言われましたけ

れども、そういう経理をわれわれが見なければ、やはりこの資金を審議する場合不十分ですね。こういう予算なら、ちゃんと経理が出てくるのです。歳出予算の中に入っておれば、その歳出の予算外に置いて、経理は政令で定めると。経理に必要な事項は政令で定めると。政令がわからなければ、どういふ内容になるかわからぬのです。

○政府委員(上林英男君) ただいまの政令は、もし必要でございましたら、もう準備をいたしておりますから、お配りいたしてよろしくございませうが、中をあらためてございませう。なあまり精細なことは書いてございせん。ただ、現実の問題として、資金の受け払いを歳入歳出外でやります場合、会計法の分野において現金の取り扱い、国庫内の振りかえですべてを処理することになるわけでございます。そういう手続は別途会計法の分野におきまして定められておるわけでございます。これに従って処理されるということになるわけでございます。

○木村福八郎君 その政令は見ていただきた。しかし、その政令によつて資金を管理するのではないでしよう。経理に必要な事項は書いてあるでしようが、経理自体はわからないでしよう。経理自体は、そういうものをどういふふうにしてわれわれは判断するか、歳入歳入以外ですから。もちろん、それは例外規定だからということなんです。やはり国会で審議する場合、こういう例外規定、例外規定というのでそれが乱用されると、非常に問題になると思うのですが、私は、これは特別会計に規定すればいいのですか

ら、会計法に規定すればできますね。その年度を越えて、あるいはまた予算総則ですか、あるいはもうに書けばできないことはないでしようね。繰越明許あるいは繰越費、そういうような形のものに、これはもう年度を越えるわけですが、どうも十三条ではまかなえると思うのですがね。どうなんですか、そのところは。十三条ではまかなえないのですか。

○政府委員(上林英男君) 先ほどから御説明申し上げておりますように、特別会計と資金といふようなものは概念的に異なるわけでございます。たとえば外為資金特別会計におきまして、これは資金を持っておりまして、それを外為為替の売買に運用いたしまして、したがって、その資金をもちまして外貨を買ったり売ったりいたします。これは歳計外でございます。しかし、その売買によりまして生じます損益は特別会計におきまして経理をいたすわけでございます。この近代化助成資金がそういうような形態を持つならば、あるいは特別会計にしたほうが適當であつたかと思ひますけれども、御説明申し上げておりますように、この資金と申しますのは、単に預金部に預託をいたしまして、その運用利子と合わせましてこれを財源といたしまして、さらにその財源は一般会計を通じておるわけでございます。その利子補給をいたしますときに、一般会計の歳入に立て、さらに一般会計の歳出としてこれを支出していただくわけでございます。資金は単に歳計外におきまして、そういう財源を確保いたしますために保有いたしております資金に

すぎないわけでございます。そういう意味におきまして、特に特別会計にするに当たらない。したがって、また十三条の規定の特別会計の資金を保有いたしまして、この運用をするという外為資金特別会計のような資金に該当しないわけでございます。そういう意味におきまして、かようにいたしたわけでございます。

○木村福八郎君 しかし、そういう特別会計はないですか。たとえば資金を整理する特別会計、五つか六つくらいありますね。そういうものと似ているのじゃないですか。

○政府委員(上林英男君) この近代化資金は、これと同じような場合におきまして特別会計を作つていふような例はないと私は思つております。たとえば、また例を申し上げるわけでございますが、資金運用部資金などもちやうど外為資金と同じようでございます。損益につきましては特別会計で明らかにいたしております。資金の運用自体は歳入歳出外で処理をいたしておるわけでございます。そのほか産投資金におきましても、これは将来の財源に充てますために資金として保有いたしております。これを将来投資に充てます場合には、資金から払い出します場合には、歳計外でございます。それを特別会計で歳入に受け取りまして、さらに特別会計の歳出として現実に投資に振り当てる、こういうシステムになっておるわけでございます。産投資金の場合には、産投資金からの払い出しを受け取るものが産投資金特別会計でございますが、この農業近代化助成資金の場合には、一般会計で受け取る、こういうお考えをいた

ければよろしいのではないかと考えております。

○木村福八郎君 資金運用部資金特別会計、これはまた違ひますね。運用があるのですから、特別会計はいろいろありますが、事業を行なう場合とか、あるいは運用する場合とか、あるいは単に経理を整理する場合、いろいろあるわけですね。ですから、そういう場合に、特別会計だつてやはり一般会計と歳入歳出を区分するならば、何か特別会計にする必要があると私はどうも思ふのですが、歳入歳出外のことなので、その経理が政令でございましていくということになると、どうもこういう資金という形でいろいろ資金が設置されていくと、非常に総計予算主義の原則に反するし、資金が不明瞭になると思ふのですが、そうしますと、これは政令でございまして、経理のほうはわからないわけですね。それでいろいろ質問をしていふのですが、経理のほうはどういふふうにして……この資金が特別会計のほうに行くわけですか。

○政府委員(上林英男君) この資金は一般会計所屬の資金でございますので、特別会計とは何ら関係はございません。それから、資金の経理につきましても、国庫金の扱いといたしましては、もちろん歳入歳出を通しました場合のことでございまして、そのほかに歳計外で処理いたします場合の経理手続と申しますか、事務手続につきましては、一般の会計法のもとにそういう手続が定められております。そういうものに従つて実施されていくということになるわけでございます。

○木村福八郎君 産業投資特別会計のときの資金は、資金として保有し、その産業を通して特別会計に置くわけですね。特別会計のはわかるのです、運用については。これは一般会計で、今お話しした歳入歳出外でしよう。だから、そういう経理を見る場合、産業投資特別会計のときは特別会計に行つて、特別会計のほうではつきりわかるのですけれども、われわれ予算を審議する場合に、どこを見ればわかるのですか、何を見れば……

○政府委員(上林英男君) この資金の受け払いは歳入歳出外でございまして、ここに財源を付与いたします場合には、一般会計の歳出に計上されるわけでございます。したがって、この財源が幾らの資金を持つたかということとは、これは一般会計の歳出をあらわしたでございます。したがって、幾らの金が行つて幾らとおわかりになるわけでございます。さらに、今後幾らの利子補給をするかということになりますと、この資金から一般会計に繰り入れます場合には、一般会計の歳入にとる。さらに、それを一般会計の歳出でもって利子補給をして参る。したがって、一般会計をあらわしたでございます。と、幾ら資金の造成のために一般会計に歳出が計上されて、さらにひいてはその資金から幾らの利子補給の財源を一般会計で受け取り、幾ら利子補給をするかということがわかるわけでございます。

○木村福八郎君 そうすると、これは各省に分かれるわけですか。

○政府委員(上林英男君) この資金は農林大臣が管理することになっております。したがって、農林大臣が管理し、各省に分かれるものではござ

○木村福八郎君 そうすると、これは各省に分かれるわけですか。

○政府委員(上林英男君) この資金は農林大臣が管理することになっております。したがって、農林大臣が管理し、各省に分かれるものではござ

○木村福八郎君 そうすると、これは各省に分かれるわけですか。

○政府委員(上林英男君) この資金は農林大臣が管理することになっております。したがって、農林大臣が管理し、各省に分かれるものではござ

いません。

○木村義八郎君 それを、運用経理が明らかにするために、農林省予算になるわけですか。農林省予算でわかりませんが、歳入歳出外でもって。

○政府委員(上林英男君) さようでございます。たとえば、この三十六年度について御説明申し上げますと、農林省所管の農業近代化資金融通促進費という項がございます。その中に、農業近代化助成資金を設けるため必要な経費三十億圓というものが計上されております。これをもとにいたしまして、農業近代化助成資金が作られるわけでございます。で、それにさらに利子補給をいたしますためには、この近代化資金が生み出した利息のうち、一億七千万圓が農林省の歳入に計上されておりますが、農業近代化助成資金受入というものが農林省所管の歳入予算明細書の諸収入のうちの雑入として計上されております。さらにそれを受けまして、農業近代化資金融通制度の運営に必要な経費二億三百九十萬圓という経費が計上されておりますが、このうち農業近代化資金利子補給補助金として一億七千万圓が農林省所管の経費として計上されている、こういうことになるわけでございます。

○木村義八郎君 どうして特別会計としてできないのですか。特別会計として扱えば、非常に経理も明らかになると思うのですがね。特別会計に法律で規定すれば、年度の例外は規定できると思うのですがね。特別会計でできるでしょう。特別会計法ですよ。

○政府委員(上林英男君) 特別会計と申しますのは、先ほどから御説明申しておりますように、一般会計に対応

いたします勘定区分でございます。

いたがいてまして、年度を越えましてそういうような資金を保有するという必要が起こつて参ります場合には、技術的にはまたその特別会計の中に資金を作るといふ格好をとらざるを得ないわけでございます。現実にはそういう制度を作りましていたしまして、先ほど申しましたようなきわめて簡単な内容の資金でございますし、これを特別会計を作りまして、資金以外の特別会計というものは実はないわけでございます。たとえば、先ほど来申しておりますような外為資金でございますと、資金を運用いたしまして、その損益を特別会計で経理するという実体的な面もあるわけでございます。また、その資金を運用するために特別会計を持つ必要がある場合、こういうふうな財政法十三条の規定にも該当するわけでございます。本件は、単に利子補給の財源をいたしまして、年度を越える資金を保有するという意図のもとに作られるものでございます。その、当然年度を越えて保有いたします以上、資金運用部に預託をいたしまして、その得ました利子も合わせまして利子補給の財源にするというだけのことでございますので、特別会計を作る必要もないかというふうに考えておるわけでございます。

○木村義八郎君 少しわかつたようですけれども、まだ何かそこところのはつきりしないですね。特別会計にも資金を運用したりなんかしない特別会計もたくさんあるわけですね。それから、経理だけの場合もありますね。整理をするという特別会計もあるのですけれども……

そうしますと、こういうふうに理解していいですか。別にこれは違反してるとか違反していないということではなく、私の理解が足りないかもしれないから、はっきりさせたいのです。それは、ある特定の資金を持つと、それは年度を越えて、二年も三年も運用していく。その資金は、今度資金を使うときは、一般会計の経理になってくるのですか。たとえば、さっきの農林省の予算を見ればわかると思うのですが、そうすると、その資金自体は歳出入以外で、それから資金が出るときは、それは農林省の歳出入に入るわけですから、出て使うときには、もう歳出入に入っている。そう理解していいのですか。

○政府委員(上林英男君) 資金は歳計外で受け払いをいたします。その資金の受け払いと申しますのは、先ほど申し上げましたように、資金運用部へ預けるために払い出す、あるいは資金運用部から利息をもらうときに、これを受けと申します。あるいは一般会計に出しますときに、これは資金の払いでございます。ただし、それを一般会計が受け取りますときには、もちろん一般会計の経理の歳入歳出外でございますから、一般会計の歳入にいたしまして、それから一般会計が支出いたしますときには、一般会計の歳出に立って行く、こういう形になるわけでございます。

○木村義八郎君 それでわかりました。(理事上林忠次君退席、委員長着席)

○委員長(大竹平八郎君) ちょっと速記をとめて。

「速記中止」

○委員長(大竹平八郎君) 速記をつけて。

○委員長(大竹平八郎君) 次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑のある方は御発言願います。

○市川房枝君 この間委員会に配付になりました、租税特別措置による事項別平年度減収額累年比較表という資料について、まずちょっと伺いたいのです。この表は、これは租税の特別措置に関するものが全部がこの表に載っているわけですか。あるいはここに載っていないものもございしますか。

○政府委員(村山達雄君) これは普通のいわば基本法的な考え方に対して、政策的見地から軽減して欲しいと思われるものを拾ひ立てたわけでございます。で、その中身について拾ひ立てておりますので、必ずしも租税特別措置法に載つていないものだけではないでございます。租税特別措置法に規定してあります事項は全部拾つてございしますが、それ以外でも、法人税法、所得税法等にありますが、これは政策的見地からそういう扱いにしていると思われものをあげてございします。

○市川房枝君 全部とおっしゃいましたね。措置法以外のものでも、措置法にしているものを全部あげてありますか。

○政府委員(村山達雄君) ただいま申し上げましたように、その中身で出しております。したがって、これははつきりどこまでが租税特別措置であるかということにつきましては、いろいろの見解があると思いますが、従来

大蔵省主税局に行きまして、ずっとこういうものが政策的な措置であるとわれわれが考えたところのものはあげてあるわけでございます。あるいはこまかいところは税額のはんと影響のないものは落ちておられるかもしれませんが、年々整備しております形でそのまゝ出ております。

○市川房枝君 この表で落ちておられると思われるものもあると思うのですが、それはあとで伺うたいまして、この表の中で三十三番の交際費課税の特例というのがございしますね。これは三十六年度では六十億。これは三角じりだけ得をしたことになりましてね。この交際費に関する法律は、ことしの三月度まではもう少し多くなるわけですね。

○政府委員(村山達雄君) 御指摘のとおりでございます。三十三番の交際費課税の特例というところにこれが……。それには載つておりませんが、御指摘のとおりでございます。三十六年度に、さらに逆の意味の租税特別措置として、交際費課税について増収をはかつてございします。それによりまして、去年のあれでございしますが、平年度ベースで十九億六千万圓の増収はかつてございします。ここにいたしましたのはいずれもその年度の平年度の増収後の現在高が出ておりますが、本年度十九億に上る増収をはかつており、経済規模が拡大しておりますので、その額が六十億程度になるという数字でございます。この点は、趣旨につきましては先生のおっしゃるとおりでございます。

大蔵省主税局に行きまして、ずっとこういうものが政策的な措置であるとわれわれが考えたところのものはあげてあるわけでございます。あるいはこまかいところは税額のはんと影響のないものは落ちておられるかもしれませんが、年々整備しております形でそのまゝ出ております。

大蔵省主税局に行きまして、ずっとこういうものが政策的な措置であるとわれわれが考えたところのものはあげてあるわけでございます。あるいはこまかいところは税額のはんと影響のないものは落ちておられるかもしれませんが、年々整備しております形でそのまゝ出ております。

○市川房枝君 この表で落ちておられると思われるものもあると思うのですが、それはあとで伺うたいまして、この表の中で三十三番の交際費課税の特例というのがございしますね。これは三十六年度では六十億。これは三角じりだけ得をしたことになりましてね。この交際費に関する法律は、ことしの三月度まではもう少し多くなるわけですね。

○政府委員(村山達雄君) 御指摘のとおりでございます。三十三番の交際費課税の特例というところにこれが……。それには載つておりませんが、御指摘のとおりでございます。三十六年度に、さらに逆の意味の租税特別措置として、交際費課税について増収をはかつてございします。それによりまして、去年のあれでございしますが、平年度ベースで十九億六千万圓の増収はかつてございします。ここにいたしましたのはいずれもその年度の平年度の増収後の現在高が出ておりますが、本年度十九億に上る増収をはかつており、経済規模が拡大しておりますので、その額が六十億程度になるという数字でございます。この点は、趣旨につきましては先生のおっしゃるとおりでございます。

大蔵省主税局に行きまして、ずっとこういうものが政策的な措置であるとわれわれが考えたところのものはあげてあるわけでございます。あるいはこまかいところは税額のはんと影響のないものは落ちておられるかもしれませんが、年々整備しております形でそのまゝ出ております。

○市川房枝君 これは、三十六年度と
いうのはことしですね。そうすると、
三十六年度にどれだけ税金を得たか
というところは、年度末にならなければ
わかりませんね。そうすると、三十七
年度はこの額がふえているということ
になりますね。今の十九億というのは
どういふのですか、私ちよつとはつき
りしないのですが。

○政府委員(村山達雄君) 昨年、交際
費課税について改正いたしました。従
来は過去の実績とか、あるいは実績の
ない人につきましては取引基準により
まして、それでいずれが多い金額を限
度にして交際費を認めます。それを
オーバーする分はすべて益金に算入し
たします。これが法人税法の損益計算
からいきました特例になるわけであり
ます。事業に関連する交際費であれ
ば、その額のいかにかわらず経費
として認めるべきものを、政策の見地
からある最高を切ったというわけであ
ります。ところが、ことし三十六年度に
改正いたしました、三百万円の基本控
除と資本金の千分の一相当額を引きま
して、残りの二割だけすべて一律に課
税するというにいたしましたわけでご
ざいます。その結果、平年度の増収額
が十九億というわけでございます。

○市川房枝君 そうすると、三十七
年度は七十九億ということになりま
すか。
○政府委員(村山達雄君) それは関係
ございません。十九億さらにプラスし
て六十億になった。三十七年度はその
経済規模がずっと拡大いたしますと、
交際費の額がよけい出るわけござい
ます。限度で切られます、限度オー
バーの分が三十七年度幾らになるかと

いう問題でございます。これは今の段
階ではわからないわけでございます。
今後の、三十七年度の法人税額を見積
もるときに、それが幾らになるかとい
うことはわかつてくる、こういう筋合
いのものでござります。

○市川房枝君 税制調査会の第一次の
答申の交際費、今の交際費のところを
拝見しますという、三十五年度には
交際費として使われた金がおおよそ千
億から千二百億に上がっている。そ
うしてだんだん額が増増傾向にある、
こう思うのでござりますが、三十六年
度はこの交際費の総額はどのくらいに
なると御推定になるのですか。

○政府委員(村山達雄君) 正確な数字
は今手元にございせんが、大体、法
人税額の比例税率でござりますので、
法人税額の伸び具合でやはり交際費の
額はふくれる。おそろくこでいう増
収計算についても、同じような推定方
法で計算していると思うわけござい
ます。つまり、法人の所得の伸びある
いは税額の伸びと同じ規模で伸びるで
あらう、こういうふうに見ておるわけ
でございます。

○市川房枝君 この交際費についての
ことしの三月の改正ですね、この改正
はこれは三カ年間の期限がついておる
ようですが、一応この税率、税率とい
いますか、規定で三カ年間はこれを
やるという……。

○政府委員(村山達雄君) さようでご
ざいます。

○市川房枝君 その先はどういうこと
になりますか。

○政府委員(村山達雄君) これは何分
にも基本税法に対して政策的な増収を
はかっておりますので、やはりある程

度期限をつけていかないといけませ
ん。それで三年とつけたわけござい
ますが、期限が参りますと、そのとき
の経済情勢によりまして、さらに今後
そういう政策を続ける必要があるかど
うか、それを検討した上で具体的な措
置をきめるということでございますし
て、今のところ、あらかじめきまっ
ておるわけではございせん。

○市川房枝君 さっきのこの表の中に
入っていないもので実質的に租税の特
別措置が行なわれていると思われるも
のが寄付金です。法人の寄付金の問題
ですが、その寄付金に対しては、資本
金額に千分の二・五を、所得金額に百
分の二・五をおのおの乗じて算出した
金額の合計金額の二分の一に相当する
金額を限度として損金に算入するとい
う措置があるのですが、それはここに
入っていないのですが、それはどうい
うわけですか。入れるほど……。額が
少ないという意味ですか。

○政府委員(村山達雄君) これは法人
税法の損益理論と立法律理との読み
問題でおそろく出ていないのだからと
思いますが、法人といえども、事業の
遂行上必要な実費という、それが寄付
金であろうが何でありましようが、事
業の遂行上必要なものは当然経費にな
るわけでございます。法人もそういう
ものはかなり多いと思います。現在の
法人税法では、それを一々やることは
証拠をとっておかなければならぬとい
うことで相互に非常に手数である。そ
こで、概括いたしました、所得の百分
の二・五それから資本の千分の二・五
の合計額の二分の一、その程度までは
事業関連の寄付金があるであらうとい
う一般的な推定をしておるわけござ

います、したがって、そういう
意味では本来の損益、その推定がいい
か悪いかは別といたしまして、そうい
う意味では特に経費を区切ったとか、
そういう意図で作られたものではない
、大体こういうふうな解釈しており
ますので、そういう特別措置の中には
入っていない、そういう経緯だろうと
思います。

○市川房枝君 それは租税の特別措置
には違いないのじゃないでしょうか。
私はあまりよく税金のことはわからな
いのですが、ここから抜けておる理由
がちよつとわからないのですが、もう
少しわかるように説明をしていただ
きたいのです。

○政府委員(村山達雄君) 会社といえ
ども、自分の本来の業務に関連して、
他人に贈与、といつてはなんですけれ
ども、金をやるということはあり得る
だろうと思うのです。業務に関連して
やれば、当然法人税法では損金でござ
います。しかし、はたして業務に関連
しているかどうかということをお個々
に認定する、一々調べるという法制をと
るのも、一つの手でございます。その場
合には一々寄付をしたという寄付の相
手方、金額、証憑書類を全部とってお
かなければならぬわけでございます
が、これが税務執行上非常に繁雑だと
いうことで、概括的に、そういう損金
に認められるような経費というものは大
よそどれくらいあるのかということ
を、いわば推定してきめたのがこの規
定であらうとわれわれは解釈している
わけでございます。ですから、そうい
う意味でいいますと、性質的には租税
特別措置ではない。ただ、限度をきめ
たことが、ある人はオーバーして関連

経費はあるかもしれない、ある人は下回
るかもしれない、そういうところでは若
干問題はございますけれども、もとも
と事務の便利のために概括的にきめて
おりますので、そういう考え方自身に
おいては、いわば本来の損金を損金に
したものである。ただ、その金額を、
一々証拠書類を両方つき合わしてやる
ということ、事務上煩にたえないか
ら、それではつきり法定したというに
すぎないので、そういう意味では政策
的といえますか、損金でないものを損
金にしたり、あるいは損金であるもの
を削ったり、そういう考慮は別にあの
法律の上では払われていない。考え方
といしましては、そういうふうと思
います。

○市川房枝君 私が頭が悪いのか、
ちよつと今の御説明がわからないので
すが、たとえば今の法人に対する損金
に算入するのを具体的に一つの会社
について申してみますと、私は前に
ちよつと調べたことがありますが、八
幡製鉄は資本金が五百八十億円、これ
は三十五年であります。そうして三十
五年度の利益金が七十一億円。それ
で、今の率をかけて計算してみますと
いうと、三十五年一年間に八幡製鉄が
寄付してもいいというお金は一億六千
何百万円になるわけですね。そうすると、
それだけ無税になるというわけですね。
ね。それをもしこの率をもう少し少な
くすれば、かりに率を半分にしたとす
れば、八千万円というものが税金の対
象になって、そうしてそれは国庫に税
金として入る。こういうことが言える
わけですが、その損金に算入する額
が、これは一つの会社についてそう
な、あといろいろな会社全部につい

一つお計らいをお願いしたいと思います。
○委員長(大竹平八郎君) いかがです。

○政府委員(村山達雄君) 実は去年、交際費のほうは改正しようということから、資料をずいぶん苦心して集めたわけでございます。寄付金のほうは、さつき申しましたように、特別な措置はないと考えておりますので、去年改正の意図もなかった関係上、この特別な資料もございません。先生のお話もございまして、できる限りひとつ調べてみたいと思います。

ただ、今の政治献金につきましては、もちろんそういうものにつきましては、損金には認められておりません。ただ、今言ったように、限度内でございまして、一々使途を言わずに、われわれは事業関連の寄付金というものはこれくらいであるということ法定しておりますので、その範囲内でございまして、おのずから損金になっていくという性質のものでございます。ただ、おそらくこれは実際にあれしてみるとわかりましようが、この押え方というのはかなりきつめだということはあると思います。所得の百分の二・五、資本金の百分の二・五、合計額の二分の一を限度にして損金に算入するといふ、この点は諸外国その他の例から見ますと相当きつめであるといふことは言えるだろうと思っております。ただ、きついかきつくはないかということとは、実際事業関連の寄付金を一般の会社などがどこまでやっているかという実態とにらみ合わせぬとあれでございませうが、割合そのものからいって相当きつめといふことだけは言えると思っております。

ます。

○市川房枝君 その調査の中で、今の政治献金にどれだけの使われているか、あるいはその他の寄付がどうであるかということもわかるはずだと思えます。一々支出の先は書いてあるはずですから、そうして分けていけば、どのくらいの割合になるかわかると思えます。それで、私の調べましたある程度の調査だと、大部分が政治献金に行っているわけですから、その率です。ね、割合を出していただきたいと思えます。

○政府委員(村山達雄君) できるだけ手元にある資料でわかる限りのことはいたしますが、おそらくそれはわからないのじゃないかと常識的に推定いたしますのは、今法定しておりますので、その限度で寄付金の内容を一々調べる必要がないような仕組みになっていくわけでありませう。寄付金でありさすればいいわけでありませう。それでもって一律に切ってしまうから、その寄付金の使途を一々統計上とる必要も何もない。ただ、限度オーバーは幾らか、そのときに、各種の寄付金があるときに切られたものはどの寄付金であるかというところは、実はわからないわけでありませう。上積みした金を、かりに五つ六つ使途があつたときに、政治献金が切られたとお考えになつてもいいわけでありませう。そうでない寄付金が切られたといつても、同じことでありませう。全体として幾ら切られたかという問題だろうと思えます。わかる範囲内において調べます。

○市川房枝君 オーバーした額、それはわかります。今申し上げた政治献金をその中で分けていただきたいといふ

のは無理かと思いますが、それは別に政治献金として政治資金規正法による届出を自治庁なり府県の選挙なりに届け出られたもので計算すれば、会社別にどの程度出ていますから、それは大蔵省の仕事ではないかと思えます。が、しかしオーバーしたのはいくら、オーパーしている会社が幾つあるか、総理の言だと二割ぐらいオーパーしておつとしゃるのですが、それをひとつ……

○政府委員(村山達雄君) 先ほどお答え申し上げましたように、わかる範囲で出したと思いますが、おそらくわからぬところであろう。というところは、実務から申し上げますと、会社の所得が幾らであるかというところは最初のねらいは損益計算法でございまして、個々の取引を控えていくわけですね。まず、財産計算法と損益計算法で出したものが一致するかどうかというところが大きな眼目でしょう。調査していきまうと、そこでもおかしい。足らない、合わない、何らかおかしいものがあるといふときに、個々の取引を控えていくわけですね、大きなやつを。これがたして損金の性質を持つていくかどうかというところを吟味していくわけですね。それで相手はどうしても答えられぬというものが出てくるわけですね。税務署はその真相を知る必要がないわけですね。税務署は何に使われたかという真相を知る必要がなく、これは損金性を持つていないかということさえわかればいいわけですね。そういう角度でもって、たくさん調査でございませうから、損金性を持たないといふことでずつと押していくわけですね。そう

すると、自動的に会社が損金に出したもののうちこれだけはどうもおかしいといふことになるわけですね。そこで、やれ交際費でございませうとか、寄付金でございませうとか、いろいろなことを言うわけですね。もとより機微に属する寄付金なんか言わないと思えますが、また税務署はそんなことを言ってもらわなくても税金の掛け方にはちつとも差しつかえないわけではございませう、これは損金性のある会社計算、これだけは否認せざるを得ない、こういうことで税額ははじかれるわけですね。いいます。したがって、今の損金性なしといふものの中には、会社は寄付金であるといふことを書かないものもたくさんあるわけではございませう。ただ、これは、たとえば何とかなし倒れ損でございませうとか、あるいは科目はいかに立ってられるわけですね。それを一々当たっていきまして、これはどうも損金と認められないといふものは反社会的に幾らか出てくるわけですね。それをグロスでもって否認してしまえばいいわけですね。そういうふうにして実際の税金のはじき方はやっておりますので、したがって、否認されたものが一体その中身が何であるかということまで、一々おそろしく調査してないだろ。そういう意味で、あえて寄付金の中の政治献金がどんなものであるかといふことがわからないだけであつて、寄付金がどうであるか、あるいは否認された交際費は幾らあるか、あるいは否認した出してきたものを否認されたものがどのくらいあるか、売り掛けの貸し倒れ損で出して否認されたものがどのくらいあるか、諸準備金

でもって否認されたものがどのくらいあるか、あるいは減価償却費でもって否認されたものがどのくらいあるか、個々のやつを、要するに会社はいろいろな手を使ってやるわけではございませうが、それらのものを一々統計をとる実績がない。特別の立法の場合には、そういうものは別でございませうけれども、そういうことでおそろしくなかなかなし、わがしいのではないでございませう。しかし、わかる範囲内で計数を整理してみましよう、こう申し上げたわけではございませう。

○委員長(大竹平八郎君) 速記をとめて。

○委員(大竹平八郎君) 速記をとめて。

○天田勝正君 手元に資料をいただきましてこれに、「事業所得、給与所得及び山林所得の税負担比較」というものが出ておられますが、それによりまして、山林所得の負担割合は五百万円で一六・三〇、一千万円で二三・九〇、こういう数字で、他よりも著しく低いといふことに表わしておるのですけれども、この数字はどこから出てきたのですか。つまり、私がそういう聞き方をいたしますのは、全国の山林所得を売った人の数をもつて割つて、そういう形で出してきたのですか、どうなのですか。

○政府委員(村山達雄君) これは計算例でございませう。この五百万円という所得計算がどういふ過程で出るかというものは別問題でございまして、所得金額五百万円の場合には、事業所得と給与所得、山林所得のそれぞれの割合とをりーの場合、現行税法で幾らの負担を

騰貴分だけ取得価額を持ち上げてありまして、そのかわりに財産税評価時期の価額とその再評価価額の差額は六〇%の再評価税を納めて下さいということを行っているわけです。これが本来のことによる今の計算方法でございます。その場合、それじゃ一々、なるほど六十年前でなくても、二十一年三月三日

から計算するのはたいへんでございます。しょう。そこで、再評価税をも織り込んで概算経費率という制度を便宜やっております。それが毎年々々木材価格が違いますので、毎年々々大蔵大臣告示で指定することにしておりますが、三十五年分の場合経費率を三〇にいたしました。所得率は七〇ときめました。こういうことでございます。

○**天田勝正**君 それにしても所得率を七〇にして、それに七五かけて、そうして所得割合がどうして二三％になるのですか。なりそうもないのです。が、だれか係りの人にちよつと……。

○**政府委員(村山達雄君)** かりに一千万円の所得が出たとしますですね。それを五分の一にすると二百万円、二百万円に対してずっと税率をもっていく

す、それを五倍いたしますから、か
わけてすね、税率を、ある税率が出ま
るように七五というものじゃなくて、
ずっと低いもので出ているわけであり
ます。そういうことのためにござい
ます。

○木村福八郎君 関連しまして……。
これは今度の租税特別措置をしない場

合の計算をいただいたわけですね。今度改正した場合どうなるかというのを、さっきちょっと伺ったのですが、事務官の方に。大体でいいのです

1. *Journal of Management Studies*, 1997, 34, 1, 1-14.

が、増伐分は幾らか、五割と見た場合。それから、全然増伐分を見ない場合とのくらいになるかというのを、さつきちょっと伺ったのですけれども、今すぐ出なければあともいいのですが、それをひとつ、何分ぐらいになるか。

○政府委員(村山達雄君) これは先生のほしい計算例とは違ふかもしれませんが、われわれのほうで計算した実施例について申しますと、従来一町歩、材積にして八百石を切っておった人、その人は今度全然従来どおりで、全く従来と同じ材積を切ったという場合には、今の増伐分に対する特例措置は働かきませんで、取得原価を二十八年一月一日現在で引き直すという分だけは働かきません。ですから、その分だけが軽減になります。結論で申しますと、従来その人は収入金額百六十万円で、所得九十万三千円、それから税額で六万円であったものが、今度の措置によりまして税額は四万八千円、それで減税額は一万二千円、減税割合一九〇。同じものでありまして、今の取得原価を持ち上げる分だけは働くわけでございます。そうでなくて、今度増伐していきます。二割増伐した、従来一町歩であったものが一町二反歩、材積で八百石のものが九百六十石となりますと、従来税金が八万五千円かかっておったものが今度は六万一千円、二万四千円軽減、軽減割合は二割八分。それが五割になりますと、四万五千円の減税額になります、その割合は三割四分である。こんなことでござい

ます。

○木村福八郎君 それは資料としていただきましね。ここにありませんね。

ただ、私はわかりやすいために、夫婦と子供三人の場合、五百万円と一千万円の所得者についての事業所得、山林所得の現行税法をもとにした場合の率を出していただいたのですが、改正した場合どうなるかという点がないものですから……。

○政府委員(村山達雄君) これで二割、五割くらい、それから従来どおりというやつですか……。わかりました。

○木村福八郎君 あともいいのですが……。

○天田勝正君 もう一つ聞きますが、今回の改正で、既往三カ年における山林の平均伐採実績をこえて伐採した分、これに対して軽減するんだということなんです、そうなる、たぐさんの山林を所有して、毎年伐採しているような人は、この際増伐すれば軽減されるけれども、そうでなく、少ししか山を持っていない、そういう人は三年くらい切らないことなんかざらにあるのであって、三年どころか十年も切らないことがある。そういう者にはびた一文も恩恵がない、こういうことになりますね。

○政府委員(村山達雄君) ただいまのやつは法律でそのことが書いてございまして、過去三年間実績のないものについては、その当該年度、問題になっている年度に切った石数の三分の一は増伐分と見て計算いたしますというところが書いてございします。

○委員長(大竹平八郎君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(大竹平八郎君) 速記をつけて。

これにて暫時休憩をいたします。
午後四時三十五分休憩
〔休憩後開会に至らなかった〕

昭和三十六年十一月七日印刷

昭和三十六年十一月八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局